

韓国の化学物質管理 最新動向とその対応

主催：環境省／化学物質国際対応ネットワーク

2013/12/13(金)

世宗(セジョン)特別自治市 政府世宗庁舎 完成予想図

安全行政部政府庁舎管理处 HPより

環境部

伊藤 眞至 MASASHI ITO
日本ケミカルデータベース株式会社



韓国¹の化学物質管理 最新動向とその対応 目次

番号	内容	ページ
1	法規制の現状と最新情報	2-5
2	有害化学物質管理法(有害法)	6-26
3	産業安全保健法(産安法)	27-31
4	危険物安全管理法(危険物法)	32-34
5	GHS対応(分類・表示・MSDS)	35-43
6	化学物質登録及び評価に関する法律(化評法)	44-73
7	化学物質管理法(化管法)	74-86

韓国¹の化学物質管理 最新動向とその対応 目次

番号	内容	ページ
1	法規制の現状と最新情報	2-5
2	有害化学物質管理法(有害法)	6-26
3	産業安全保健法(産安法)	27-31
4	危険物安全管理法(危険物法)	32-34
5	GHS対応(分類・表示・MSDS)	35-43
6	化学物質登録及び評価に関する法律(化評法)	44-73
7	化学物質管理法(化管法)	74-86

1. 法規制の現状と最新情報 1/3

化学物質関連の主な法令

関連法律	有害化学物質管理法 (有害法)	産業安全保健法 (産安法)	危険物安全管理法 (危険物法)
管轄	環境部	雇用労働部	行政安全部(消防防災庁)
目的	国民健康と環境保護	勤労者の安全保護	危険物による危害防止
対象	有害化学物質 (有毒物, 観察物質, 取扱制限・禁止物質)	健康障害物質 (管理, 禁止, 許可, ... 対象物質)	危険物 (第1類, ..., 第6類)
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 新規化学物質の登録 (有害性審査) ◇ 既存化学物質の危害性 評価 ◇ 有毒物等の指定管理 (ラベル表示) ◇ 流通・排出量調査 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 暴露基準の設定 ◇ 禁止, 許可物質の指定 管理 ◇ 製造, 使用許可 ◇ ラベル表示, MSDS作成・ 備置 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 危険物: 分類, 指定数量, 表示 ◇ 危険物施設: 許可 ◇ 運搬: 容器, 表示, 積載, 運搬方法

1. 法規制の現状と最新情報 2/3

化評法と改正有害法が制定・公布されました！

法律名	略称	制定日	施行日
化学物質の登録および 評価等に関する法律	化評法 K-REACH	2013 05.22	2015 01.01
化学物質管理法	化管法 (改正有害法)	2013 06.04	2015 01.01

新規化学物質の有害性審査(新規登録)に関して、
審査免除, 少量免除, 高分子免除, R&D用途免除
の規定がありません。

1. 法規制の現状と最新情報 3/3

化評法と改正有害法が制定・公布されました！

- 政府・産業界・NGO・専門家（コンサルタント）からなる「下位法令協議会」が8月に発足しました。
- 協議会は2回/月開催しています。
- 12月18日が最終日程です。

下位法令案（施行令，施行規則）は
来年早々には開示される見込みです。

韓国¹の化学物質管理 最新動向とその対応 目次

番号	内容	ページ
1	法規制の現状と最新情報	2-5
2	有害化学物質管理法(有害法)	6-26
3	産業安全保健法(産安法)	27-31
4	危険物安全管理法(危険物法)	32-34
5	GHS対応(分類・表示・MSDS)	35-43
6	化学物質登録及び評価に関する法律(化評法)	44-73
7	化学物質管理法(化管法)	74-86

(1) 有害法の概要 (主要事項)

1. 化学物質の**確認**:

製造・輸入者は、事前に新規化学物質, 有害化学物質*への該否を確認

*有害化学物質: 有毒物, 観察物質, 取扱制限・
禁止物質, 事故対備物質

2. 新規化学物質の**有害性審査**:

新規化学物質の製造・輸入者は、事前に有害性審査

3. 規制物質の**管理**

① 化学物質の流通量・排出量調査

② 化学物質の危害性評価:

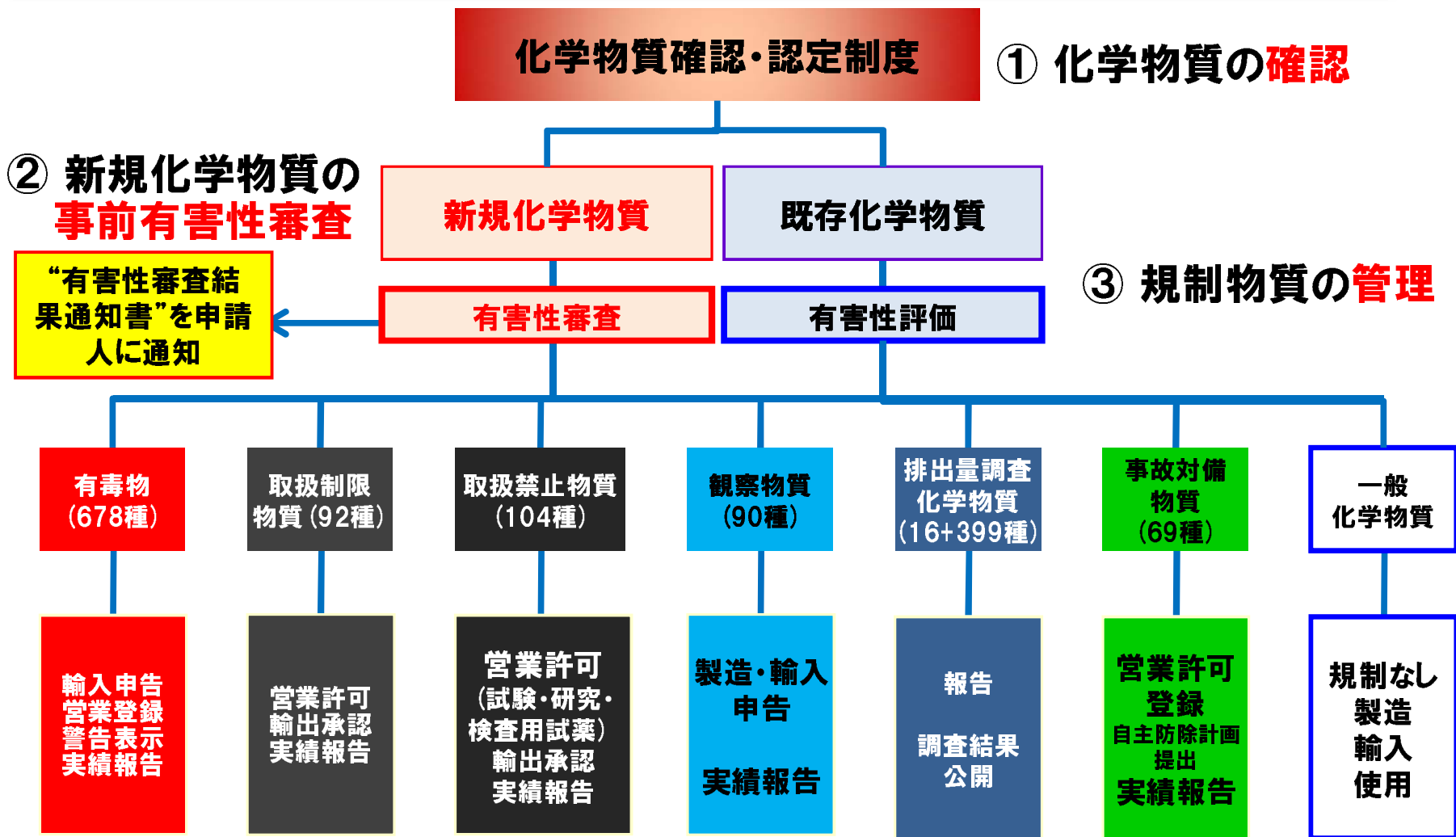
健康・環境危害懸念化学物質

③ 規制物質の安全管理:

有毒物, 観察物質, 取扱制限・禁止物質,
事故対備物質

2.有害化学物質管理法 2/20

(1) 有害法の概要 (概念図)



各物質の件数は2013.11.01現在

2.有害化学物質管理法 3/20

(1) 有害法の概要（化学物質の整理番号）

- ① 新規登録時は有害性審査番号で管理する。
- ② 登録後3年経過した後に官報公示され、整理番号が付与される。
 - ☆ 有毒物、観察物質に指定された物質は指定(登録)と同時に審査番号で公示される。
 - ☆ 物質名を資料保護している場合、登録の3年後に固有番号が付与され、総称名で告示される。
- ③ 整理番号は、(登録年次の西暦)-(1/2/3/4/5)-(XXXX)
(1:有毒物 2:観察物質 3:一般物質 4.禁止 5.制限)
(XXXX):通し番号

例) 2012年に新規登録した有毒物 ⇒ 2012-1-1234

一般物質

有毒物、観察物質、制限・禁止物質、事故対備物質、排出量調査物質のいずれにも該当しないもの。

既存化学物質

1991年2月2日以前に流通していた物質で、既存化学物質リストに掲載されているもの。
整理番号は、KE-○○○○ (○○○○:物質名のアルファベット順の通し番号)

2.有害化学物質管理法 4/20

(1) 有害法の概要（定義）

規制物質	定義
化学物質	元素・化合物およびそれらの反応生成物と自然状態の物質を抽出・精製したもの
新規化学物質	告示された“1991.2.2以前の流通物質・有害性審査終了物質”ではない化学物質
有毒物	有害性があるため有毒物基準に該当し、告示されたもの
観察物質	有害性の懸念があるため観察物質基準に該当し、告示されたもの
取扱制限物質	特定用途での製造・輸入・使用等を禁止するよう告示されたもの
取扱禁止物質	全ての用途に製造・輸入・使用等を禁止するよう告示されたもの
事故対備物質	危害性等や事故発生の可能性が高い/事故時に甚大な被害が懸念される物質として、大統領令で定めるもの
有害化学物質	有毒物、観察物質、取扱制限・禁止物質、事故対備物質等、有害性・危害性のあるもの

(2) 化学物質の確認

化学製品（物質）を製造・輸入する前に

① 化学物質確認明細書¹⁾ ⇒ KCMA²⁾へ提出

1) 化学物質確認明細書: 輸入者みずからが輸入製品の成分について有害法上の素性を明らかにした書類。

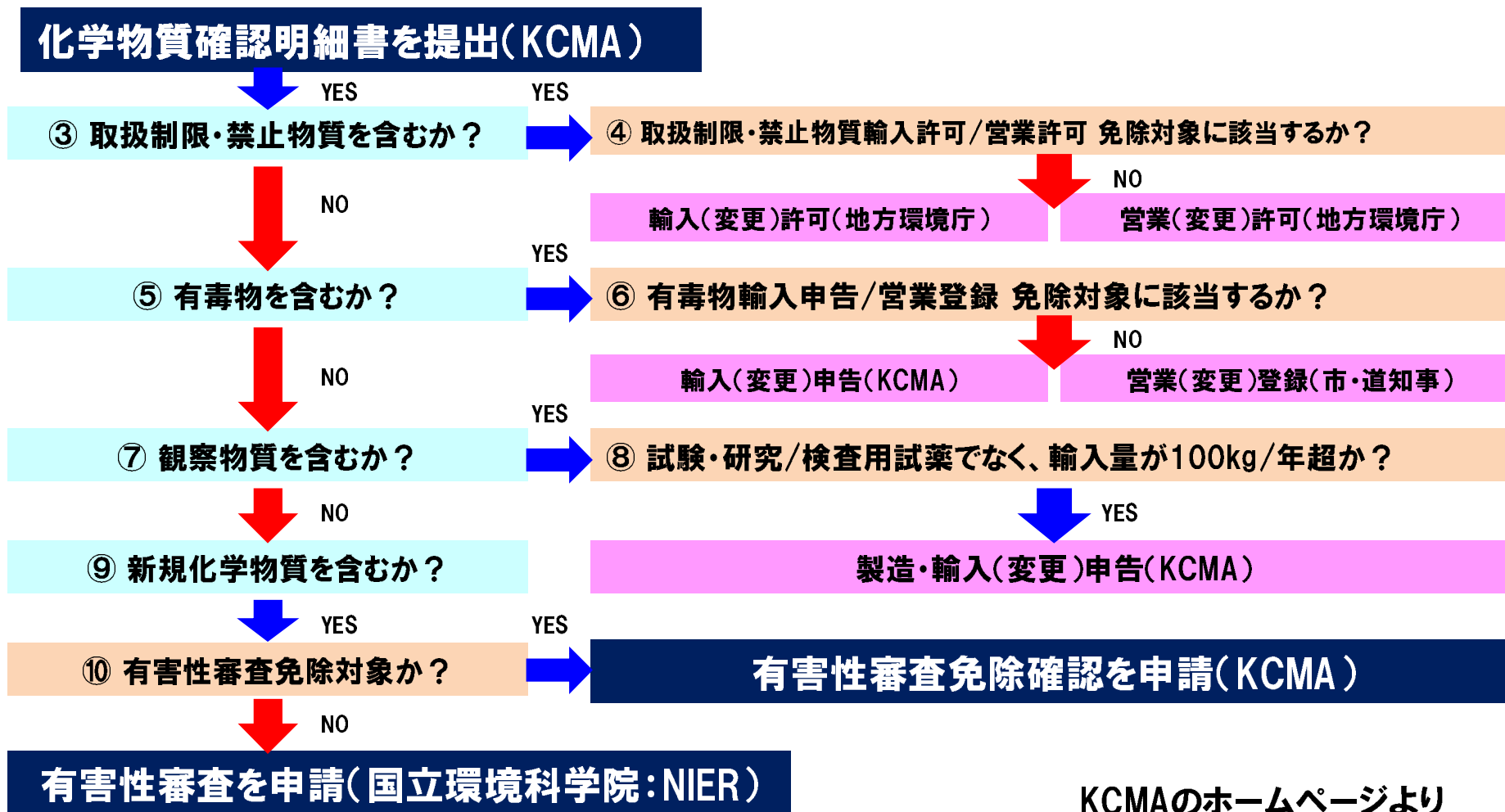
2) KCMA: 韓国化学物質管理協会

② 化学物質確認証明書³⁾ ⇒ KCMAから受理

3) 化学物質確認証明書: 輸入製品の全成分について有害法上の規制状況を確認して、KCMAが証明する書類。

③ 製造・輸入申告 (同一製品の場合、確認は初回だけでよい)

(2) 化学物質の確認



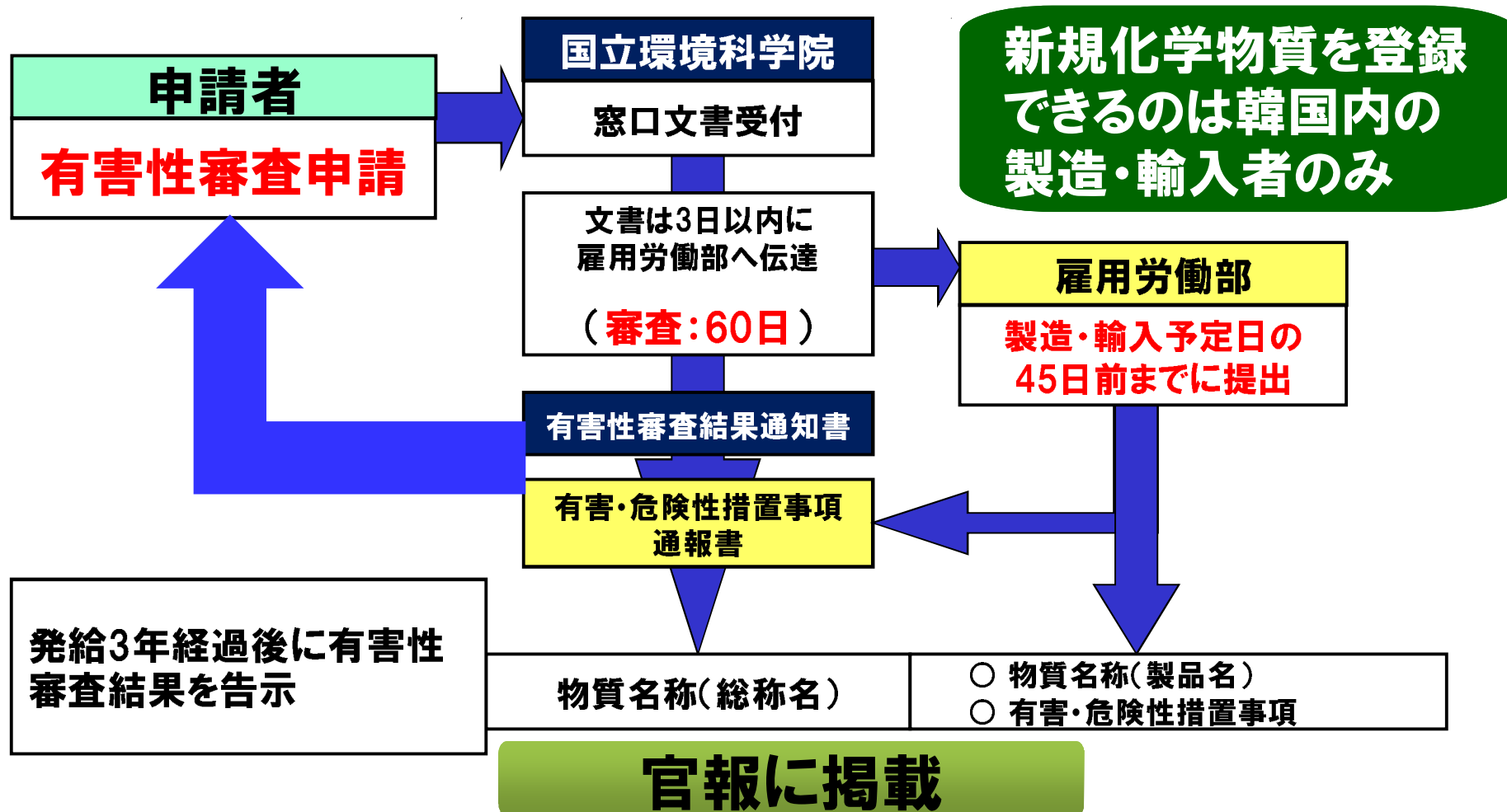
(3) 新規化学物質の登録 (事前有害性審査)

- 1) **有害法**に基づく新規化学物質登録
 - ① 化学物質の確認
 - ② **有害性審査**
 - ③ 有害性審査申請
 - ④ **有害性審査結果通知書**の受理

- 2) **産安法**に基づく新規化学物質登録
 - ① **有害・危険性調査**
 - ② 有害・危険性調査報告書
 - ③ **有害・危険性措置事項通報書**の受理

2.有害化学物質管理法 8/20

(3) 新規化学物質の登録 (事前有害性審査)



(3) 新規化学物質の登録 (事前有害性審査)

有害性審査免除 法第10条第1項

1. 機械等に**内蔵**または試運転用機械等と輸入される新規化学物質
2. 特定固体形態の製品に含まれ**使用過程で流出しない**新規化学物質
3. **大統領令で定める有害性審査免除対象**
 - 1) **100Kg/年以下***の製造・輸入新規化学物質
 - 2) **調査・研究用に限る新規化学物質**
 - 3) **全量輸出用途**に製造・輸入する10トン/年以下の新規化学物質
 - 4) **全量輸出物質製造用**に製造・輸入される10トン/年以下の新規化学物質
 - 5) 既存化学物質からなる高分子で、国立環境科学院長が告示する新規化学物質
 - 6) 国立環境科学院長が1) から5) に準じるものとして告示する新規化学物質

*100kg/年以下:事業者当たりの数量

(3) 新規化学物質の登録 (事前有害性審査)

【提出資料】

- ① 物質の同質性を証明する資料
- ② **毒性試験等の資料***
- ③ 環境に排出される主要経路, 予想排出量および製造・使用工程図
- ④ その他有害性審査に参考になりえる資料 (義務ではない)

*** 毒性試験等の資料:**

日本語で作成されている場合は、韓国語か英語の翻訳文または要約文が必要。

2.有害化学物質管理法 11/20

(3) 新規化学物質の登録 (事前有害性審査)

令第10条, 規則第5条第2項/第3項, 有害性審査規定第2条第3号/第6号, 第5条

審査の分類	有害性審査確認の対象物質
一般審査	製造・輸入量が1トン/年超の物質
	製造・輸入量が1トン/年以下の物質
簡易審査	1991年2月2日より前に2ヶ国以上で既存化学物質登録されている物質
高分子化合物	高分子の定義を満足する高分子化合物

1トン/年以下, 簡易審査, 高分子化合物は、提出資料が軽減

2.有害化学物質管理法 12/20

(4) 規制物質の管理 業務管轄

規制物質	輸入	製造	販売	貯蔵	運搬	使用	PRTR	義務
有毒物	申告:種類,用途 (長官*)	業種ごとに登録(市・道知事)					対象	管理者,表示
観察物質	申告:種類,量,主要用途(長官*) 有害性審査: 10トン/年以上							
取扱制限	許可(長官*)							輸出承認
取扱禁止	禁止	許可(長官*)						輸出承認
事故対備	自主防災計画の樹立・提出 (有毒物営業者:市・道知事) (有毒物営業者以外:長官*)							

*長官:環境部長官

2.有害化学物質管理法 13/20

(4) 規制物質の管理 業務管轄

区分	業務名	管轄機関	処理期間*
製造・輸入 化学物質	化学物質 <u>確認明細書</u> 受付	KCMA	直接:即日 Web:3,4日
新規化学物質	有害性審査申請	国立環境科学院	60日
	有害性審査免除確認申請	KCMA	3日
有毒物	輸入申告	KCMA	即時
	営業登録	市・道知事	10日(販売5日)
観察物質	製造・ 輸入申告	KCMA	即時
取扱制限・ 禁止物質	輸入許可	地方環境官署	即時
	営業許可		7日(販売5日)
	輸出承認		90日以内

出典:KCMAのHP

*処理期間:労働日(休日含まず)

2.有害化学物質管理法 14/20

(4) 規制物質の管理 **有毒物**

項目	内容	申告先等	該当条文
化学物質確認	製造・輸入前に規制物質該当を確認	環境部長官	第9条
輸入申告	輸入する前に「有毒物の種類と用途等」	環境部長官	第19条
申告免除	試験・研究・検査用試薬で、100kg/年以下		令第14条
申告内容の変更 申告	30日以内に変更を申告。 ①物質の種類, 含量 ②数量増加(申告時の50%以上増) ③事業場の変更(名称, 所在地, 代表者)	市・道知事	令第29条
営業登録	製造, 販売, 保管・貯蔵, 運搬, 使用の業種別	市・道知事	第20条
申告内容の変更 登録	30日以内に変更を登録。 ①取扱施設容量の50%以上の増減 ②年間取扱数量の50%以上の増減 ③事業場の変更(名称, 所在地, 代表者)	市・道知事	令第29条

2.有害化学物質管理法 15/20

(4) 規制物質の管理 **有毒物**

項目	内容	申告先等	該当条文
管理基準の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ○有毒物取扱施設の維持・管理 ○予防対策, 防災装備・薬品の整備 ○種類が異なる有毒物の分別保管 ○事業場ごとに有毒物管理者を任命 		第24条
有毒物の表示	容器・包装に有毒物に関する表示。取扱施設・場所に有毒物に関する表示。		第29条
自主防災計画の樹立	一定数量以上の事故対備物質取扱者は自主防災計画を樹立	環境部長官/市・道知事	第39条
書類の記録・保存	<ul style="list-style-type: none"> ○化学物質確認 (第9条第1項) ○有害性審査 (第10条第1項) ○有害性審査免除確認申請 (第10条第2項) ○輸入申告 (第19条第1項) ○営業登録 (第20条第1項) 		第46条

2. 有害化学物質管理法 16/20

(4) 規制物質の管理 **観察物質**

項目	内容	申告等	該当条文
化学物質確認	製造・輸入前に規制物質該否を確認	環境部長官	第9条
製造・輸入申告	種類, 観察物質別製造・輸入予定量, 主要用途等	環境部長官	第31条
申告内容の変更申告	30日以内に変更を申告。 ①物質の種類, 含量 ②数量増加(申告時の50%以上増) ③事業場の変更(名称, 所在地, 代表者)	市・道知事	令第29条
有害性審査	10トン/年以上製造・輸入	環境部長官	第11条
書類の記録・保存	○化学物質確認 (第9条第1項) ○有害性審査 (第10条第1項) ○有害性審査免除確認申請(第10条第2項) ○製造等申告 (第31条第1項)		第46条

2.有害化学物質管理法 17/20

(4) 規制物質の管理 **取扱制限物質**

項目	内容	申告等	該当条文
輸入許可	取扱制限物質の輸入は許可	環境部長官	第33条
営業許可	業種別に許可 基準に合致する取扱施設が必須	環境部長官	第34条
通知義務	許可内容を通知	購入者等	第35条
輸出承認	制限用途目的限定で毎年承認	環境部長官	第37条
自主防災計画	一定数量以上の事故対備物質に該当する場合、樹立・提出	有毒物:市・道知事 有毒物以外:環境部長官	第39条
書類の記録・保存	○化学物質確認 (第9条第1項) ○輸入許可 (第33条第1,2項) ○営業許可 (第34条第1項) ○輸出承認 (第37条第1項) ○製造等申告 (第31条第1項)		第46条

2.有害化学物質管理法 18/20

(4) 規制物質の管理 **取扱禁止物質**

項目	内容	申告等	該当条文
輸入禁止	試験・研究・検査用試薬目的のみ許可	環境部長官	第33条
営業の許可	試験・研究・検査用試薬の目的の製造, 輸入, 販売のみ許可	環境部長官	第34条
通知義務	許可内容を通知	購入者等	第35条
輸出承認	毎年承認	環境部長官	第37条
自主防災計画	一定数量以上の事故対備物質に該当する場合、樹立・提出	有毒物:市・道知事 有毒物以外:環境部長官	第39条
書類の記録・保存	○化学物質確認 (第9条第1項) ○輸入許可 (第33条第1,2,3項) ○営業許可 (第34条第1項) ○輸出承認 (第37条第1項) ○製造等申告 (第31条第1項)		第46条

2.有害化学物質管理法 19/20

(4) 規制物質の管理 **事故対備物質**

項目	内容	申告等	該当条文
管理基準遵守	部外者立ち入り管理記録等		第38条の2
自主防災計画	一定数量以上の事故対備物質に該当する場合、樹立・提出	有毒物:市・道知事 有毒物以外:環境部 長官	第39条
事故の報告	○ 事故の“発生/おそれ”があるときは 危害防除に必要な応急措置 ○ 人健康・環境危害の“発生/おそれ”があるときは申告	管轄地方自治体等	第40条
書類の記録・保存	製造, 輸入, 販売, 保管・貯蔵, 運搬または使用に関連する事項		第46条

2.有害化学物質管理法 20/20

(4) 規制物質の管理 **流通量・排出量調査対象物質**

項目	内容	該当条文
調査場所	点汚染源, 非点汚染源	第2条
対象業種	韓国産業標準分類別表1の業種で 排出施設を持つ従業員30人以上の事業場	第3条
調査対象物質	化学物質の排出量調査および算定係数に関する規定 別表2 (Ⅰグループ:16種, Ⅱグループ:399種)	第5条
調査除外	○Ⅰグループ:1トン/年未満 ○Ⅱグループ:10トン/年未満	第5条
調査内容	物質別取扱量, 用途, 直接排出量, 廃棄物・廃水等中の含有量	第6条
調査票提出期限	○事業者:翌年度4/30(提出先:地方環境官署の長) ○地方環境官署の長:6/30(提出先:環境部長官)	第12条
調査結果	統計資料作成(国立環境科学院長)	第13条
結果の活用	○化学物質の危害性評価 ○化学物質管理政策樹立 ○環境汚染防止および予防 ○国際協約に基づく化学物質管理	第14条

韓国¹の化学物質管理 最新動向とその対応 目次

番号	内容	ページ
1	法規制の現状と最新情報	2-5
2	有害化学物質管理法(有害法)	6-26
3	産業安全保健法(産安法)	27-31
4	危険物安全管理法(危険物法)	32-34
5	GHS対応(分類・表示・MSDS)	35-43
6	化学物質登録及び評価に関する法律(化評法)	44-73
7	化学物質管理法(化管法)	74-86

(1) 法の概要

1. 勤労者の安全と保健を維持・増進

- 産業安全・保健基準の確立
- 産業災害の予防
- 快適な作業環境を造成

2. 有害・危険予防措置, 勤労者の保健管理

- 規制対象物質を選定して、規制・管理

3. 新規化学物質の有害・危険性事前調査

- 有害法の有害性審査(環境部)と並行して実施
- 有害性・危険性調査報告書を提出⇒有害・危険性措置事項通報書を受理

3.産業安全保健法 2/4

(2) 有害・危険予防措置

職業性ガン誘発物質，有害因子物質から大統領令で定める。

禁止物質	製造，輸入，譲渡，提供，使用不可（試験・研究用は承認を得て可） (法第37条)
許可対象物質	製造，使用は事前許可 (法第38条)
有害因子 化学物質	健康障害を誘発する化学物質・物理的因子等 分類基準：①物理的危険性②健康・環境有害性（規則別表11の2）
暴露基準設定対象	暴露基準を定めて告示 (法第39条第2項)
許容基準設定対象	許容基準の遵守 (法第39条の2第1項)
作業環境測定対象	1回以上/6ヶ月測定 (規則第93条，第94条)
管理対象有害物質	有機化合物，金属類，酸・アルカリ類，ガス状物質類 (安全保健規則別表12)

(2) 有害・危険予防措置

有害因子化学物質

(A) 物理的危険性	(B) 健康・環境有害性
(1) 爆発性物質	(1) 急性毒性物質
(2) 引火性ガス	(2) 皮膚腐食性または刺激性物質
(3) 引火性液体	(3) 激しい眼の損傷または刺激性物質
(4) 引火性固体	(4) 呼吸器過敏性物質
(5) 引火性エアゾール	(5) 皮膚過敏性物質
(6) 水反応性物質	(7) 生殖細胞変異原性物質
(7) 酸化性ガス	(8) 生殖毒性物質
(8) 酸化性液体	(9) 特定標的臓器毒性物質 (単回暴露)
(9) 酸化性固体	(10) 特定標的臓器毒性物質 (反復暴露)
(10) 高压ガス	(11) 吸引有害性物質
(11) 自己反応性物質	(12) 水生環境有害性物質
(12) 自然発火性液体	【産安法第39条第1項, 規則第81条, 規則別表11の2 , 化学物質の分類・表示および物質安全保健資料に関する基準第3条】
(13) 自然発火性固体	
(14) 自己発熱性物質	
(15) 有機過酸化物	
(16) 金属腐食性物質	

(2) 有害・危険予防措置

有害因子化学物質は物質安全保健資料 (MSDS) を作成して提供
第41条 (物質安全保健資料の作成・備置等)

○記載事項

- 1.対象化学物質の名称
- 2.構成成分の名称および含有量
- 3.安全・保健上の取扱注意事項
- 4.健康有害性および物理的危険性
- 5.その他雇用労働部令で定める事項

○営業秘密事項は記載しなくてもよい
(雇用労働部長官が定めるものを除く)

○作業場内に掲示・備置

○容器・包装に警告表示

韓国¹の化学物質管理 最新動向とその対応 目次

番号	内容	ページ
1	法規制の現状と最新情報	2-5
2	有害化学物質管理法(有害法)	6-26
3	産業安全保健法(産安法)	27-31
4	危険物安全管理法(危険物法)	32-34
5	GHS対応(分類・表示・MSDS)	35-43
6	化学物質登録及び評価に関する法律(化評法)	44-73
7	化学物質管理法(化管法)	74-86

(1) 危険物法の概要

- ◆ 製造所等：**設備基準**に従う。設置には市・道知事の許可。
- ◆ 危険物の**品名, 数量, 指定数量の倍数変更**：完工検査済証を添付して、市・道知事または消防署長に申告。
- ◆ 取扱, 設備の管理：**国家資格**を有する者のもとで行う。
- ◆ 危険物の容器：**類別, 危険等級に応じた適切なもの。**
- ◆ 容器表示：**品名, 危険等級, 数量, 注意事項等。**
- ◆ **GHS表示：任意。**
- ◆ 危険物の運送：規則別表19にしたがう。

4.危険物安全管理法 2/2

(1) 危険物法の概要

類型	性質
第1類	酸化性固体
第2類	可燃性固体
第3類	自然発火性物質および禁水性物質
第4類	引火性液体
第5類	自己反応性物質
第6類	酸化性液体

危険物法施行令 別表 1

韓国¹の化学物質管理 最新動向とその対応 目次

番号	内容	ページ
1	法規制の現状と最新情報	2-5
2	有害化学物質管理法(有害法)	6-26
3	産業安全保健法(産安法)	27-31
4	危険物安全管理法(危険物法)	32-34
5	GHS対応(分類・表示・MSDS)	35-43
6	化学物質登録及び評価に関する法律(化評法)	44-73
7	化学物質管理法(化管法)	74-86

(1) 分類・表示・MSDS **根拠の基準等**

雇用労働部告示第2013-37号(2013.8.14)

① 化学物質の分類・表示および物質安全情報資料に関する基準

国立環境科学院告示第2013-29号(2013.10.10)

② 有毒物等の分類基準および表示方法に関する規定

消防防災庁告示第2013-37号(2013.8.14)

③ 危険物の分類および表示に関する基準

- 韓国ではパープルブック第2版を基本にした独自の基準・規定による分類・表示を法的に求めています。
- ①はほとんどの化学物質が対象です。(韓国産業安全保健公団=KOSHA=が相当数の物質について分類・表示をHPに掲載していますが、間違った分類・表示がきわめて多いとこのことであまり使われていません。韓国内の会員登録者のみ閲覧可能)
- ②は“有害法で規定する有毒物のみ”が対象です。(国立環境科学院=NIER=の化学物質情報システムに分類・表示結果が掲載されています)
- ③は“危険物”が対象で、健康・環境有害性は②に定める基準に従います。

5.GHS対応 2/8

(2) 表示

該当法規	産安法	有害法	危険物法
所轄部署	雇用労働部	環境部	消防防災庁
対象物質	危険・有害物質	有毒物	危険物法
有害図の数	規定なし	4個まででもよい	規定なし
有害・危険性文言	数の規定なし。 組合せ可	すべて	規定なし
予防措置文言	優先順に6個。組合せ可		規定なし
経過措置	終了：対象物質全てに実施		既存表示使用可

- ◆ラベル表示, MSDS提供の法的義務者は、**韓国内の製造者・輸入者・事業主。**
- ◆混合物質の対応猶予経過措置は2013.06.30に終了。

5.GHS対応 3/8

(2) 表示

容器・包装の容量	印刷・標札の規格
500ℓ以上	450cm ² 以上
200ℓ以上 200ℓ未満	300cm ² 以上
50ℓ以上 200ℓ未満	180cm ² 以上
5ℓ以上 50ℓ未満	90cm ² 以上
5ℓ未満	容器・包装の上下面積を除く全体表面積の5%以上

- 有害図の大きさは全体の20分の1以上。⇒ 産安法では全体の40分の1以上かつ0.5cm²以上。
- 有害図が4個以上の場合には、個々の有害図の大きさは全体の40分の1以上とする。

【色相】ベースの色は白色または容器・包装の表面色。文字（有害図は除く）と枠は黒色。

【二重容器・包装】

- 外部に“運送の有害図”を使用しない：外部と内部にGHS表示。
- 外部に“運送の有害図”を使用する：内部にのみGHS表示。

【少量容器】容量100ml以下の容器への警告表示は、名称・有害図・信号語・供給者情報を表示。

5.GHS対応 4/8

(2) 表示

製品名 JCDB					
有毒物 CAS番号: 108-88-3, 90%					
					
信号語	有害・危険文言				
危険	<ul style="list-style-type: none"> ・引火性液体および蒸気 ・飲み込むと有毒 				
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 供給者情報 韓国JCDB株式会社 ソウル特別市○○区△△大路 UNION Bldg. 6F TEL: 02-1234-5678 FAX: 02-1234-9876 </div>					
危険物安全管理法による 表示事項		第1石油類 (非水溶性)	危険等級II	トルエン	火気厳禁
本製品を使用する前に物質安全保健資料(MSDS)を参考にしてください。					

固有名詞
以外は
ハンゲル

輸入品の場合、「問合せ、緊急時」に
連絡可能な**韓国内**の供給者情報

(3) MSDS

- ① **韓国語で作成**。化学物質名，外国機関名等の固有名詞は英語で表記してよい。
- ② 試験・研究目的の試薬でMSDSが外国語のものは韓国語に翻訳しなくてもよい。
- ③ 安全性試験結果は、**優良実験基準 (GLP) に基づいたものを優先的に考慮する**。
- ④ 外国語のMSDSを翻訳する場合は、資料作成機関名と作成日を記載する。
- ⑤ 参考文献は必ず記載する。
- ⑥ 全項目を洩れなく記載する。情報がない場合は作成欄に“データなし”と、適用が不可能または対象でない場合は“該当なし”と記載する。
- ⑦ 含有量は、**±5%の範囲内で範囲(下限値～上限値)表示できる**。
- ⑧ 含有量が5%未満の場合は下限値を1%以上と表示する。
ただし、発ガン性物質，生殖細胞変異原性物質は0.1%，呼吸器過敏性物質(ガスに限る)は0.2%，生殖毒性物質は0.3%を各々の下限値とする。

【営業機密】

化学物質名，CAS番号，含有量は“営業機密”と表記できる。

ただし、①禁止有害物質②許可対象有害物質③管理対象有害物質④有害法の有毒物は該当しない。

(3) MSDS 作成項目

1. 化学製品と会社に関する情報	9. 物理化学的特性
2. 有害性・危険性	10. 安定性および反応性
3. 構成成分の名称および含有量	11. 毒性に関する情報
4. 応急処置要領	12. 環境に及ぼす影響
5. 爆発・火災時の対処方法	13. 廃棄時の注意事項
6. 漏出事故時の対処方法	14. 運送に必要な情報
7. 取扱いおよび貯蔵方法	15. 法的規制現況
8. 漏出防止および個人保護具	16. その他の参考事項

5.GHS対応 7/8

(4) パープルブック, 日本との相違点

有害性・危険性	区分	UN			韓国									日本					
					有害法			産安法			危険物安全管理法								
		図	注意	情報	図	注意	情報	図	注意	情報	図	注意	情報	図	注意	情報			
引火性液体	4	なし	警告	あり													なし	警告	あり
急性毒性	5	なし	警告	あり															
皮膚腐食性・刺激性	1A		危険	あり														危険	あり
	1B		危険	あり		危険	あり		危険	あり								危険	あり
	1C		危険	あり														危険	あり
	3	なし	警告	あり															
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	2A		警告	あり		警告	あり		警告	あり								警告	あり
	2B	なし	警告	あり		警告	あり		警告	あり							なし	警告	あり

: 有害図
 : 注意喚起語
 : 危険有害性情報
 : 基準なし

5.GHS対応 8/8

(4) パープルブック, 日本との相違点

有害性・危険性	区分	UN			韓国									日本		
		UN			有害法			産安法			危険物安全管理法			日本		
		図	注意	情報	図	注意	情報	図	注意	情報	図	注意	情報	図	注意	情報
生殖細胞変異原性	1A		危険	あり		危険	あり		危険	あり					危険	あり
	1B		危険	あり		危険	あり		危険	あり					危険	あり
発がん性	1A		危険	あり		危険	あり		危険	あり					危険	あり
	1B		危険	あり		危険	あり		危険	あり					危険	あり
生殖毒性	1A		危険	あり		危険	あり		危険	あり					危険	あり
	1B		危険	あり		危険	あり		危険	あり					危険	あり
吸引性呼吸器有害性	2		警告	あり		警告	あり		警告	あり						
水生環境急性有害性	2	なし	なし	あり										なし	なし	あり
	3	なし	なし	あり										なし	なし	あり

図:有害図 注意:注意喚起語 情報:危険有害性情報 ■:基準なし